

# 2017年5月13日定期総会に基づく定款変更について

## 1 変更の内容

条文番号	新条文	旧条文
第53条	(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。	(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 2 変更の理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、改正後の法第28条の2が将来施行されることに伴い、特定非営利活動法人は、貸借対照表を公告しなければならなくなる。従前の定款のままでは、この貸借対照表の公告についても、官報掲載の方法によらなければならないこととされており、毎年そのための高い費用を掛けなければならないこととなるため、貸借対照表の公告については費用の掛からない方法である内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)への掲載の方法をとることを可能にする目的で、定款を変更するものです。